

大阪府告示第570号

大阪府都市公園条例（昭和32年大阪府条例第30号。以下「条例」という。）第23条第4項の規定により、利用料金の額を次のとおり承認した。
平成31年3月22日

大阪府知事 松井 一郎

- 1 施設の名称
住之江公園
- 2 指定管理者
都市公園住之江公園指定管理共同体
- 3 利用料金の額

平成31年4月1日以降の住之江公園の利用に係る利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公園施設

区分				単位	金額	
野球場	本体設備	野球に使用する 場合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	日曜日、土曜日 又は休日	円 4,200	使用者が入場料を徴収 する場合 アマチュア スポーツに使用する場 合又は野球以外に使用 する場合は入場料総額 の5パーセントに相当 する額、その他の場合 は入場料総額の15パー セントに相当する額。 ただし、その額が当該 単位ごとの金額又はそ の合計額に満たない場 合は、当該単位ごとの 金額又はその合計額と する。
			その他の場 合	日曜日、土曜日 又は休日	3,500	
		野球以外に使用 する場合	その他の日	12,590		
			その他の日	10,500		
	附帯設備	ロッカー、シャワー及び選手控室		1回	1,750	
		放送設備		1式	2,270	
		ナイター設備		30分	8,750	
		スコアボード		1式	1,030	
球技広場	スポーツに使用 する場合	日曜日、土曜日又は休日	半面1時間	1,610		
		その他の日		1,340		
	スポーツ以外 に使用する場 合	日曜日、土曜日又は休日		3,220		
		その他の日		2,680		
テニスコート	テニスに使用 する場合	日曜日、土曜日又は休日	1面1時間	1,240		
		その他の日		1,030		
	テニス以外に 使用する場 合	日曜日、土曜日又は休日		2,480		
		その他の日		2,060		
駐車場	大型車	駐車時間が、4時間以内の場合は1,000円、4時間を超え24時間以内の場合は2,000円				
	その他のもの	駐車時間が、1時間以内の場合は380円、1時間を超え2時間以内の場合は500円、2時間を超え9時間以内の場合は500円に1時間を超える部分1時間までごとに100円を加算した額、9時間を超え24時間以内の場合は1,200円				

備考

- 1 期間の計算については、単位期間に満たない端数は、当該単位期間とする。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 「スポーツに使用する場合」とは、各施設の利用可能な種目により当該施設を使用する場合をいう。
- 4 「大型車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車のうち乗車定員11人以上のもの及び同条に規定する大型特殊自動車をいう。
- 5 被けん引自動車は、一の自動車とする。
- 6 駐車場の利用については、駐車時間が24時間を超える場合は、24時間を超える部分24時間までごとに新たな利用とみなす。

(2) 条例第4条第1項の規定による許可

区分		単位	金額
条例第4条第1項第1号の 広告	催しに際し、一時的に表示するもの	表示面積1平方メー トル1日	円 3,000
	その他のもの	表示面積1平方メー トル1年	92,500
条例第4条第1項第2号のロケーション又は写真撮影		1日	1,700
(1)に掲げる施設以外の施設における条例第4条第1項第3号の催し		1日	3,600

備考

- 1 期間の計算については、単位期間に満たない端数は、当該単位期間とする。ただし、年を単位とするものにあつては、1年に満たない期間は月割計算（1月に満たない端数は、1月とする。）によるものとする。
- 2 表示面積が1平方メートル未満であるとき、又は表示面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。